

令和3年度における環境物品等の調達実績の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和3年度の調達方針の策定等

令和3年度については、同年5月に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表1「令和3年度特定調達品目調達実績取りまとめ表 年間集計用」、別表2「令和3年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」及び、別表3「令和3年度特定調達品目調達実績取りまとめ表 合法性証明に係る集計表」のとおりである。

①物品・役務について

調達方針において、調達総量に対する基本方針の判断基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を調達目標として目標の達成に取り組んだが、自動車等に関しては、一部品目で判断の基準を満足する物品を調達することができなかった。

一部品目で調達目標を達成できなかった理由としては、業務上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の判断の基準を満たすことができなかったことが挙げられる。

②公共工事について

調達方針に掲げられている特定調達品目に関して、一部の品目を除き特定調達物品数量割合は100%を達成した。また、公共工事の構成要素である資材の選定、建設機械等の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境への負荷の少ない資材・建設機械等を積極的に用いるように努めた。

(2) 特定調達品目以外の物品、役務の調達に当たっての環境配慮について

グリーン購入法適合品が存在しない場合については、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品等を調達することに取り組んだ。

3. 令和3年度調達実績に関する評価

令和3年度の調達については、環境物品等の調達に取り組んだ結果、一部の品目を除き概ね当初の年度調達目標を達成することができた。

令和4年度の調達についても、引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。